

嵐山町長 様

空き家バンク登録申込書

住 所

氏 名

㊦

嵐山町空き家バンク設置要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第4条第1項の規定により、次のとおり空き家バンクへ登録を申し込みます。

- 1 契約交渉に関わる全てについて、公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部（以下「宅建業協会埼玉西部支部」という。）へ仲介を依頼します。併せて、嵐山町へ情報の提供を承諾します。
- 2 登録内容は、別紙、空き家バンク登録カード（様式第2号）記載のとおりです。

注意事項

- (1) 嵐山町では、空き家情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、所有者等と利用希望者間で行う物件の賃借・売買に関する交渉、契約等に関しての仲介行為は行いません。
そのため、仲介を希望される場合は、宅建業協会埼玉西部支部への依頼を行うものとします。
なお、宅建業協会埼玉西部支部へ依頼した場合、仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定に基づく額の範囲となります。
また、所有者等と利用希望者の両者間で交渉する場合、契約に関するトラブル等については、責任をもって当事者間で解決を行うものです。
- (2) 嵐山町個人情報保護条例の規定の趣旨に基づき申込みされた個人情報は、利用希望者等への提供のほかは、本事業の目的以外に利用しません。
- (3) 空き家バンクに登録されても、売買又は賃貸借等の契約が成約するまでの維持管理及び、それに係る費用は空き家バンクに登録に申込された所有者等の負担になります。町で登録物件の維持管理等は行いません。